

## 安平山スキーリフト運送約款

### (適用範囲)

第1条 当町の経営する索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところまたは一般の慣習によります。

### (スキー場係員の指示)

第2条 乗客に対し安全輸送と秩序の維持のため必要な場合には、スキー場係員が指示を行います。その指示に対しては必ず従っていただきます。

### (運送の引受け)

第3条 当町は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客運送を引受けます。

### (運送の引受けの拒否)

第4条 当町は、次に該当する場合には、旅客運送の引受けを拒絶します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき。
- (2) スキー場係員の指示に従わないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 危険品等を所持しているとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか正当な理由のあるとき。

### (乗車券の発売)

第5条 当町は、乗車券を当スキー場の券売所において発売します。

### (乗車券の効力)

第6条 乗車券は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有します。

- 2 当町がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発行した乗車券は、その券面表示運賃の額に係わらず通用期限内は有効とします。
- 3 当スキー場で有効な乗車券以外のものを使用したときは、無効とします。
- 4 乗車券は、次の各号に該当する場合は、無効とします。
  - (1) 券面記載の条件によらないで使用したとき。
  - (2) シーズン券を、その記名人以外が使用したとき。
  - (3) 乗車券を改造または変造もしくは偽造して使用したとき。
  - (4) 券面記載事項が判読困難なものを使用したとき。
- 5 乗車券は、購入されたお客様のみ使用可能とし効力を有します。他人への贈与または売却することを禁止し、その場合は無効なものとし回収します。

### (乗車券の提示等)

第7条 当町は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の提示を求め、乗車券の種類等により確認、入検または回収します。

(運賃、料金及び適用方法)

第8条 当町が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法によります。

(運賃の払戻し)

第9条 天災及び当町の責任によりリフトの運転ができないときは、払戻しを行います。ただし、風雪等により運転に危険を生ずるおそれから一時的に運転を中止する場合と降雨のため一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第10条 当町の運送に関する責任は、旅客が第7条の行為を行ったときに始まり、降車した時点をもって終わります。

(乗客の禁止行為)

第11条 乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器から飛び下りまたは所定の位置以外で乗降すること。
- (2) スキーや搬器を揺すぶること。
- (3) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (4) その他安全輸送を妨げる行為をすること。

(乗客の注意義務)

第12条 乗車時の注意義務は、次の各号のとおりとします。

- (1) 利用に不安な者は、スキー場係員にその旨を申し出ること。
- (2) 「乗り場位置」に素早く移動し、スキー、スノーボードを正しく前に向けて搬器を待つこと。
- (3) 乗れなかったら、すぐに搬器から離れること。
- (4) スキーやストックが隣の搭乗者の迷惑にならないようにすること。
- (5) リュック等は膝に乗せ、衣服等の紐にも注意すること。
- (6) スノーボーダーは、流れ止めを付け、ハイバックをたたんで乗車すること。

2 乗車中の注意義務は、次の各号のとおりとします。

- (1) 搬器に深く腰をかけること。
- (2) 搬器の上でふざけたり、後ろを向いたりしないこと。
- (3) スtock等で支柱や立木の枝などに触らないこと。

3 降車時の注意義務は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「降り場」が近づいたら降りる準備をし、降りたあとは真っすぐに前進すること。
- (2) 降りられなかったら、そのままイスに座ってスキー場係員の指示を待ち、むやみに飛び降りたりしないこと。

4 その他、スキー場係員の指示に従うこと。

(旅客に関する責任)

第13条 当町は、リフトの運行によって、旅客の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) リフトの運行に関し、当町が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に

欠陥及び機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。

(2) 事故が専ら当該旅客の故意または過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第 14 条 当町は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失またはき損による損害については、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失またはき損が当町の過失によるものであるときは、この限りではありません。

(旅客の責任)

第 15 条 当町は、旅客がこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当町が損害を受けたときは、その旅客に対してその損害の賠償を求めることがあります。

附 則

この約款は、平成元年 12 月 20 日から実施しております。

別 掲

安平山スキーリフト運賃表

区 分	利 用 区 分		
	子ども	大 人	
		高校生	一 般
普通券（1回券）	70 円	130 円	130 円
回数券（11回券）	700 円	1,300 円	1,300 円
日中券	900 円	1,500 円	1,700 円
日中シーズン券	13,000 円	18,000 円	20,000 円
ナイター券	600 円	900 円	1,100 円
ナイターシーズン券	5,000 円	8,000 円	10,000 円
オールシーズン券	16,000 円	23,000 円	25,000 円

備 考

- 1 子どもとは、中学生までとする。
- 2 普通券及び回数券の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。
- 3 日中券及び日中シーズン券の利用時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。
- 4 ナイター券及びナイターシーズン券の利用時間は、午後 4 時から午後 9 時までとする。
- 5 オールシーズン券の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。